# ○警視庁基礎的捜査書類作成能力検定規程

平成 4 年 7 月 30 日 訓令甲第 19 号

存続期間

[沿革] 平成 7年1月 訓令甲第2号

11年3月同第6号

15年4月同第18号

24年3月同第9号改正

(目的)

第1条 この規程は、警視庁における警察官の基礎的捜査書類作成能力検定(以下 「検定」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この規程において基礎的捜査書類とは、日常取り扱う可能性が高い窃盗、 詐欺、暴行、傷害等の事件に係る被害届、現行犯人逮捕手続書(甲)、同(乙)及 び緊急逮捕手続書並びに侵入窃盗事件の実況見分調書(簡易書式例による実況 見分調書を含む。)をいう。

#### (委員会の設置)

- 第3条 警視庁本部に警視庁基礎的捜査書類作成能力検定委員会(以下「委員会」 という。)を置く。
- 2 委員会は、検定を実施し、その合格者を決定することを任務とする。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は、次のとおりとする。
  - (1) 委員長 刑事部長
  - (2) 副委員長 警察学校副校長
  - (3) 委員 人事第二課長 教養課長 交通捜査課長 地域指導課長 公安総務課長 刑事総務課長 生活安全総務課長 組織犯罪 策総務課長 警察学校初任教養部長 第一方面本部副本部長
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員会には、検定事務の効果的運用を図るため、委員長の指定する検定事務 担当者を置く。

6 委員会の事務局は、刑事総務課に置く。

(検定科目)

- 第4条 検定科目は、次のとおりとする。
  - (1) 基礎的捜査書類の作成に必要な知識
  - (2) 第2条に規定する被害届の作成
  - (3) 第2条に規定する逮捕手続書の作成
  - (4) 第2条に規定する実況見分調書の作成

(検定対象者)

第5条 検定は、初任補修科学生に対して行うものとする。

(検定の方法及び合格基準)

- 第6条 検定は、筆記試験により行うものとする。
- 2 検定科目別の合格基準は、別表の「合格基準表」のとおりとする。

(合格者の決定)

- 第7条 委員会は、第4条各号に掲げる検定科目のすべてについて合格基準に達した者を合格者として決定するものとする。
- 2 委員長は、合格者に別記様式の「合格証書」を授与するものとする。

(再教養)

第8条 警察学校長は、検定不合格者に対し、合格基準に達しなかった検定科目について、初任補修科課程入校中に再教養を行うものとする。

(再検定)

- **第9条** 委員会は、前条の再教養を受けた者に対し、合格基準に達しなかった検定 科目について再検定を行うものとする。
- 2 第6条及び第7条の規定は、再検定について準用する。

(細部事項)

**第10条** この規程を実施するために必要な細部事項は、刑事部長が別に定めるものとする。

附則

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

## 別表

## 合格基準表

検定科目	合格基準
基礎的捜査書 類の作成に必 要な知識	基礎的捜査書類の意義、作成に際しての一般的な留意事項、被害 届出人等に対する教示等に関し、実務における個々の事案に対応 し得る知識を有していること。
被害届の作成	
逮捕手続書の 作成	重大な部分の欠略がない書類で、そのまま又は若干の手直しを加 えれば送致することができる書類を作成する能力を有していること。
実況見分調書 の作成	7に4の16と以 7 のここが CC の自 及 C IF IX 7 のH2 JJ C H U CV でしこ。

## 別配様式

			合	格	証	書				
所	風									
階	級			巡			査			
氏	名									
基礎的捜査審類作成能力検定に合格したこと証をする										
			年	月	日					
	赘 視	総						Eþ		